

令和8年度における 納税環境整備に関する 改正について(上)

宮田まどか

はじめに

令和8年度税制改正では、物価高への対応、「強い経済」の実現に向けた対応、税負担の公平性を確保する等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられた。

このうち納税環境整備関係については、国税犯則調査手続の見直し、特定電子移転財産権の徴収手続の整備等の改正が行われた。

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとする。

一 国税犯則調査手続の見直し

I 国税通則法の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国税に関する犯則事件の調査及び処分

国税庁、国税局又は税務署の当該職員（国税に関する犯則事件の調査及び処分を行う事務に従事している者に限る。以下「当該職員」という。）は、国税に関する犯則事件（以下「犯則事件」という。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置することができることとされている（旧通法131①）。

また、当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思路するものの差押え又は記録命令付差押えをすることができることとされていた（旧通法132①）。

この臨検、犯則嫌疑者等の住居等の搜索、証拠物等の差押え又は記録命令付差押えといった強制調査をする際に必要な許可状（強制調査に係る許可状）を当該職員が請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこととされているが（旧通法132④）、この請求があった場合におい